

## ○地方税共同機構シンボルマーク等管理規程

平成 31 年 4 月 1 日地税機規程第 22 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、地方税共同機構（以下「機構」という。）のシンボルマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）の適正な使用、維持及び管理に必要な事項を定める。

### (形状等)

第 2 条 シンボルマーク等の形状及び色は別図のとおりとする。

### (ガイドライン)

第 3 条 シンボルマーク等の仕様については、別に定める地方税共同機構シンボルマーク等利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

2 シンボルマーク等の使用にあたっては、ガイドラインを遵守するものとする。

### (使用対象)

第 4 条 シンボルマーク等は、機構の社会的認知に必要と認められる対象物（看板、印刷物、ポスター、封筒、名刺、ホームページ等）に使用するものとする。

### (使用制限)

第 5 条 機構及び機構の役職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、シンボルマーク等を使用することはできない。

- (1) 機構から依頼を受けてシンボルマーク等入りの物品等を製作する場合
- (2) 機構の委嘱を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、機構の委嘱を受けていることを、シンボルマーク等を用いて表示する場合
- (3) 機構が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、機構が共催等を行うことを、シンボルマーク等を用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る）
- (4) 機構が公表した資料の転載等を行う際に、機構のシンボルマーク等が含まれている場合
- (5) 機構のシンボルマーク等を使用して機構ホームページにリンクさせる場合

(6) 前2号に該当する場合のほか、機構の広報活動に資する場合であつて、機構がその使用を認めた場合

**(使用の中止等)**

第6条 シンボルマーク等の使用に関し、前条各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、機構はその使用を差し止めることができる。

**(申請)**

第7条 機構及び機構の役職員以外の第三者が、第5条第4号から第6号までの規定によりシンボルマーク等を使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前(土日・祝日を除く。)までに地方税共同機構シンボルマーク等使用申請書(別紙様式1)を機構に提出しなければならない。

2 機構は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、地方税共同機構シンボルマーク等使用許可書(別紙様式2)を交付する。

3 機構は前項の地方税共同機構シンボルマーク等使用許可書を交付する場合に、シンボルマークの使用に関する条件を付すことができる。

**(許可の内容の変更)**

第8条 前条の許可の内容に変更等があった場合には、速やかに、地方税共同機構シンボルマーク等使用変更申請書(別紙様式3)を機構に提出しなければならない。

2 機構は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、地方税共同機構シンボルマーク等使用変更許可書(別紙様式4)を交付する。

**(使用物品等の提出)**

第9条 第7条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用許可を受けた者又は前条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用変更許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。

**(使用許可の取消し)**

第10条 機構は、第7条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用許可を受けた者又は第8条第2項の規定によりシンボルマーク等の使用変更許可を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

- (1) 使用許可の際に付した条件又は本規程に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- (3) その他機構が必要と認めたとき。

(使用料)

第11条 シンボルマーク等の使用料は、無料とする。

(シンボルマーク等に関わる権利)

第12条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、機構に帰属する。

(規程の変更)

第13条 機構は、必要があると認めるときは、使用者に対する事前の通知を行うことなく、この規程の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができる。

2 機構は、この規程の条項を変更し、又は新たな条項を追加したときは、遅滞なく機構ホームページに掲載し、公表する。

3 前項の公表後に、使用者がシンボルマーク等の使用を継続するときは、使用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなす。

(ガイドラインの管理)

第14条 ガイドラインは、機構総務部が管理し、機構の各部署がガイドラインに定められた使用制限を超えた使用を希望する場合は、あらかじめ総務部長に承認を得る。

2 総務部長が新たな使用事例を承認した場合は、これをガイドラインに追加、補正する。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 この規程は、日本法が適用されるものとする。

2 この規程に関するすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



(様式1)

地方税共同機構シンボルマーク等使用申請書

年 月 日

地方税共同機構 事務局宛

(申請者)

住所

名称

代表者

印

地方税共同機構シンボルマーク等を下記により使用したいので申請します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用方法（媒体を使用する場合はその媒体名等を含む）
- 3 使用期間
- 4 連絡先（氏名、役職、連絡先、メールアドレス）

（注）シンボルマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び参考となる資料（見本、会社概要等）を添付して下さい。

(様式2)

20XX地稅機第 号  
年 月 日

地方稅共同機構シンボルマーク等使用許可書

殿

地方稅共同機構

年 月 日付けで申請のあった地方稅共同機構シンボルマーク等使用については、これを許可します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守して下さい。

記

- 1 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 2 使用条件に違反してシンボルマークを使用した場合、シンボルマーク等使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他地方稅共同機構が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることがあること。

以上

(様式3)

地方税共同機構シンボルマーク等使用変更申請書

年 月 日

地方税共同機構 事務局宛

(申請者)

住所

名称

代表者

印

地方税共同機構シンボルマーク等の使用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更内容  
(変更前)

(変更後)

- 2 連絡先 (氏名、役職、連絡先、メールアドレス)

(注) シンボルマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び参考となる資料 (見本、会社概要等) を添付して下さい。

(様式4)

20XX地稅機第 号  
年 月 日

地方稅共同機構シンボルマーク等使用變更許可書

殿

地方稅共同機構

年 月 日付けで申請のあった地方稅共同機構シンボルマーク等使用變更については、これを許可します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守して下さい。

記

- 1 申請内容に變更等があった場合は、速やかに變更申請を行うこと。
- 2 使用条件に違反してシンボルマークを使用した場合、シンボルマーク等使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他地方稅共同機構が必要と認める場合には、使用条件の變更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることがあること。

以上